

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

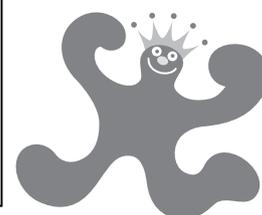


射水市公式 Vtuber
いみず雫

申告期限は令和7年1月31日(金)です。

※締切近くになると窓口が大変混雑しますので、
1月中旬までの提出にご協力ください。

イミズシティ



IMIZU CITY

◇目次

1	償却資産とは	1
2	申告について	1
3	申告方法	3
4	償却資産と家屋の区分	4
5	税額等の算出方法について	6
6	リース資産について	8
7	課税標準の特例について	8
8	実地調査へのご協力をお願い	8
9	過年度への遡及について	8
10	不申告、虚偽の申告をした場合	8
11	記入例	9

◇お問い合わせ

・射水市役所 財務管理部課税課 資産税係

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

○開庁時間 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始は除く）

○電話番号 (0766) 51-6619

・射水市ホームページ <http://www.city.imizu.toyama.jp> > 住まい・暮らし > 税金 >

固定資産税 <http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDt1.aspx?servno=402>



射水市 HP <令和7年度償却資産
(固定資産税)の申告について>



※この手引きは令和6年9月末現在の税制に基づいて作成しています。

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いている資産(構築物、機械、船舶、工具、器具等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。(地方税法第 341 条第 4 号)

<資産の種類と主な償却資産>

資産の種類		主な償却資産の内容
構築物	構築物	舗装路面(駐車場等)、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)など
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、内装・内部造作など P4(4) 償却資産と家屋の区分をご参照ください。
機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建築設備、その他産業用機械、装置類など
船舶		ボート、ヨット、釣船、漁船、遊覧船など
車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が 0 または 9 で始まるもの)、構内運搬車など
工具、器具及び備品		机、椅子、応接セット、パソコン、複写機、冷蔵・冷凍庫、厨房用品、自動販売機、医療・美容機器、ルームエアコンなど

2. 申告について

(1) 申告していただく方

令和 7 年 1 月 1 日現在、射水市内で事業を営んでいる個人または法人及び射水市内に貸し付け資産を所有する個人または法人です。

(2) 申告の対象となる資産

令和 7 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ① 償却済資産:耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えているが、事業の用に供している資産
- ② 簿外資産や一時的に遊休または未稼働の資産
- ③ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。)
- ④ 使用可能な期間が 1 年未満または取得価格が 10 万円未満の償却資産であっても、税務会計上、個別に減価償却している資産
- ⑤ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
※中小企業者等の少額資産の必要経費・損金算入の特例を適用した資産(租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 等の適用を受け、取得価額 30 万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合は申告対象となります)にご注意ください。
- ⑥ 大型特殊自動車(ナンバー分類が 0 または 9 で始まるもの)

(3) 申告対象とならない資産

- ① 使用可能期間が 1 年未満の資産、または 1 個(1 組)の取得価額が 10 万円未満の償却資産で税務会計上一時に損金または必要経費に算入された資産
- ② 1 個(1 組)の取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年で一括償却する資産
- ③ 商品、貯蔵品、無形減価償却資産(ソフトウェア、漁業権など)
- ④ 生物(鑑賞用、興行用のものは除く)、立木、果樹、書画骨董(減価償却しているものは除く)
- ⑤ 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等

※償却資産(固定資産税)の対象であった「農耕作業用トレーラ」は、令和 3 年度より軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

該当資産をお持ちの方はお問い合わせください。【電話番号 (0766) 51-6619】

<少額の減価償却資産の取扱い>

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
		①	一時損金算入(*1)	申告対象外		
②	3年一括償却(*2)	申告対象外				
③	リース資産(ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方はP8(6)をご参照ください		
④	中小企業特例(*3)	申告対象				
⑤	個別減価償却(*4)	申告対象				

(*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

(*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価格が10万円未満で、中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(*4) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません(所得税法施行令第138条)。

<国税の取扱いとの主な違い>

地方税(固定資産税(償却資産))の取扱いと国税(法人税・所得税)の取扱いとの主な違いは以下の通りです。

項目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示『固定資産評価基準』に定める減価率によります。 (P6<減価残存率表>をご参照ください。)	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物は旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物は定額法) 【平成28年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
	認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価格(1円)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例(租税特別措置法)	金額に関わらず認められません。	認められます。

3. 申告方法

① 初めて申告される方…全資産を申告

- ・対象者:令和6年中に新たに射水市内で事業を始めた方
- ・提出書類:償却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)

② 前年度までに申告されている方…増減した資産又は全資産を申告

- ・提出書類:償却資産申告書、種類別明細書(増加資産・全資産用)、種類別明細書(減少資産)

※①・②に共通…該当資産がない場合や前年から資産の増減がない場合は、償却資産申告書右下の備考欄に「該当資産なし」、「増減なし」と記載してください。

(1) 書類による提出について

償却資産申告書、種類別明細書等の書類を郵送や窓口にて提出いただく方法です。

(郵送で提出の場合)

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

射水市 財務管理部 課税課 資産税係

※控用に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(窓口で提出の場合)

財務管理部 課税課 資産税係(市役所本庁舎 2 階)

※各地区センターでは受け付けておりません。

「償却資産申告書」、「種類別明細書」が不足した場合は課税課資産税係までご連絡ください。
また、射水市役所のホームページからダウンロードまたはコピーすることができます。

(2) eLTAX(エルタックス)によるデータ等の提出について

射水市では、eLTAX(エルタックス)によるインターネットを利用した償却資産の電子申告を受け付けています。電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上で eLTAX のホームページ(PCdesk(WEB版))に利用の届出を行う必要があります。

eLTAX を利用するために準備するものや利用の流れ、データ作成に係る具体的な操作方法は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページでご確認ください。

eLTAX ヘルプデスク 電話:0570-081459 (左記の電話番号に繋がらない場合は 03-5521-0019)
【9:00~17:00 受付 (土・日・祝祭日、年末年始を除く)】
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(3) 提出書類 (提出データ)

〈申告方式〉

一般方式…初年度は全資産を申告し、2 年目以降は増加または減少した資産を申告していただく方式。評価額等の計算は射水市課税課資産税係で行います。

電算処理方式…賦課期日(1 月 1 日)現在において所有している全ての資産について、評価額等の計算を事業者側で行った上で申告していただく方式。

〈提出書類一覧〉

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加または減少した資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1	別表2
					増加資産・全資産用	減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加または減少した資産のある方		○	○	○	○ ^{*1}
	前年度と変わらない方			○ ^{*2}		
	廃業または市外に移転された方		○	○ ^{*3}		○ ^{*4}
	該当資産のない方			○ ^{*5}		
電算処理方式	初めて申告される方					
	前年以前より電算処理方式で申告されている方	○		○ ^{*6}	○ ^{*6}	
	廃業または市外に移転された方			○ ^{*3}		
	該当資産のない方			○ ^{*5}		

*1 減少資産がある場合は提出してください。

*2 申告書右下「18 備考（添付書類等）」に「増減なし」と記入してください。

*3 申告書右下「18 備考（添付書類等）」に廃業日または移転日（例：令和6年○月○日廃業、令和6年○月○日△市に移転など）と「全資産除却」と記入してください。

また、申告書の取得価額の計が0となるよう申告してください。

*4 除却資産全てを記入してください。また、「減少の事由及び区分」も記入してください。

*5 申告書右下「18 備考（添付書類等）」に「該当資産なし」と記入してください。

*6 評価額、課税標準額等を算出し必ず記入してください。

4. 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備・給排水設備・衛生設備・空調設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税上の取扱いでは、それら設備を償却資産と家屋に区分して評価します。

- ① 家屋と設備等の所有者が同じ場合（P5〈償却資産と家屋の区分表〉をご参照ください。）

独立した機器としての性格が強いもの（ボルト等で固定されたプレハブ、壁掛けエアコン、受変電・発電機・蓄電池設備等）、**特定の生産用の設備**（工場における機械の動力源・熱源・ボイラー・給排水設備・エア配管等）、**特定の業務用の設備**（ホテル・飲食店・病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備、衣類の洗濯をする設備等のサービス設備）は、償却資産として申告してください。

- ② 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として申告してください。

<償却資産と家屋の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合 (テナント等)	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	照明設備	屋外の照明設備		◎		◎
		照明器具、非常用照明器具、配管・配線		◎		◎
		屋内の照明設備	○			◎
	拡声装置設備	アンプ、マイク、スピーカー等		◎		◎
配管・配線		○			◎	
テレビジョン共同聴視設備	テレビ		◎		◎	
	アンテナ、分配器、ケーブル、配管等	○			◎	
	L A N 設備	設備一式		◎		◎
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		屋内設備、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	給湯器（流し用）		◎		◎
		給湯器（浴室、床暖房用等）	○			◎
	衛生設備	タオル掛け、ハンドドライヤー、ベビーシート、着替え台等		◎		◎
		大便器、小便器、洗面器、流し等、ユニットバス、システムキッチン、浴室乾燥機	○			◎
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎	
	屋内設備	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（ウィンド型、壁掛け型、床置き型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		パッケージエアコン（埋込型）、ダクト、ダンパー、自動制御機器、エアーカーテン等	○			◎
防災設備	火災報知設備	屋外の装置		◎		◎
		火災報知設備	○			◎
	消火設備	屋外設備、消火器、ガスボンベ等		◎		◎
		スプリンクラー設備（水道直結型を含む）、配管、バルブ等	○			◎
その他の設備	間仕切、パーティション	簡易的な間仕切		◎		◎
		上記以外の間仕切、パーティション	○			◎
	厨房設備	事業用の厨房設備、機器一式		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	広告塔	広告塔、看板、ネオンサイン、文字看板、案内板		◎		◎
	外構工事	外構工事、舗装路面、貯水池、井戸		◎		◎
	緑化工事	緑化設備一式（散水設備、排水設備、植栽）		◎		◎
その他	防鳥ネット、A E D、自転車置場、土地に密着していない物置・車庫・簡易トイレ等		◎		◎	
	シャッター、外階段、手すり等	○			◎	

5. 税額等の算出方法について

〈評価額の算出方法〉

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 $\times (1-r/2)$ = 取得価額 $\times A$	前年度評価額 $\times (1-r)$ = 前年度評価額 $\times B$

r: 耐用年数に応ずる減価率

A: 半年分の減価残存率で本ページ〈減価残存率表〉の A 欄の率です。

B: 1 年分の減価残存率で本ページ〈減価残存率表〉の B 欄の率です。

・1 月 1 日取得の資産については、その前年の 12 月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月に関わらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価格の 5%を下回る場合は、取得価格の 5%の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉

地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示『固定資産評価基準』別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
21	0.104	0.948	0.896				

〈課税標準額の算出方法〉

射水市内にある各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000 円未満切り捨て)となります。

課税標準額の特例(P8(7))の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

〈税額の算出方法〉

課税標準額に基づき税額を算出します。

$$\text{課税標準額(1,000 円未満切り捨て)} \times \text{税率(射水市は 1.5\%)} = \text{税額(100 円未満切り捨て)}$$

※課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

〈主な耐用年数表〉

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6より一部抜粋

【構築物】

種類	細目	耐用年数
緑化施設及び庭園	緑化施設	7
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
塀	コンクリート造、コンクリートブロック造	15
	れんが造	25
焼却炉、折込み井戸、街路灯、フェンス、自転車置場		10

【建物附属設備】

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水、衛生、ガス設備		15
簡易的な可動間仕切		3
簡易建物		7

【機械及び装置】

種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
石油製品または石炭製品製造業用設備	7
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
半導体用フォトレジスト製造設備	5
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
プラスチック製品業用設備	7
ゴム製品製造業用設備	9
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
金属被膜及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
その他の金属製品製造業用設備	10
はん用機械器具製造業用設備	12
金属加工機械製造設備	9
その他の生産用機械器具製造用設備	12
業務用機械器具製造業用設備	7
光ディスク製造設備	6
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
電気機械機器製造業用設備	7

【機械及び装置つづき】

種類	耐用年数
情報通信機械器具製造業用設備	8
輸送用機械器具製造業用設備	9
総合工事業用設備	6
太陽光発電設備	17
飲食料品卸売業用設備	10
飲食料品小売業用設備	9
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
教習用運転シミュレータ設備	5
自動車整備業用設備	15
その他の設備で主として金属製のもの	17

【車両及び運搬具】

種類	耐用年数
フォークリフト（小型特殊自動車を除く）	4
その他の大型特殊自動車	6

【工具、器具及び備品】

種類	細目	耐用年数
事務机、事務いす及びキャビネット	金属製のもの	15
	上記以外のもの	8
応接セット	接客業用のもの	5
	上記以外のもの	8
陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付き又は冷蔵機付きのもの	6
	上記以外のもの	8
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		5
冷房用又は暖房用機器		6
冷蔵庫、洗濯機、その他電気又はガス機器		6
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く）		4
その他の電子計算機		5
コピー機、ファクシミリ		5
デジタルボタン電話設備		6
その他の電話設備及び通信機器		10
看板、ネオンサイン		3
手さげ金庫		5
その他の金庫		20
理容又は美容機器		5
消毒殺菌用機器		4
歯科診療用ユニット		7
レントゲン	移動式、救急医療用	4
	上記以外のもの	6
ハンドガイド式の自力走行型除雪機		10

6. リース資産について

リース資産は、原則として所有者であるリース会社が納税義務者です。ただし、リース期間終了後に無償などにより譲渡されるようなリース取引は、実質的には所有権留保付割賦販売と考えられるので、賃借人（実質的な買主）が申告及び納税を行う必要があります。

7. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法で定める特例の要件を満たす資産については、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有されている方は「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」を特例内容に係る添付書類とともにご提出ください。

※詳しくは射水市ホームページをご確認ください。

8. 実地調査へのご協力のお願い

射水市では地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき帳簿確認の方法による調査を実施していますので、ご協力をお願いします。なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、罰金などを科されることがあります。（地方税法第 354 条）

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、国税（所得税又は法人税）に関する書類について閲覧を行い、償却資産の内容を把握させていただくことがあります。

9. 過年度への遡及について

調査により申告誤り等が判明した場合は、修正申告（地方税法 17 条の 5 の規定により、現年度も含めて最長 5 年分）をしていただきます。

また、過年度分の追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、1 回で納めていただくこととなりますのでご了承ください。

10. 不申告、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく償却資産の申告をしない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科することがあるほか、不足金額に加え延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられる場合がありますので、十分ご注意ください。

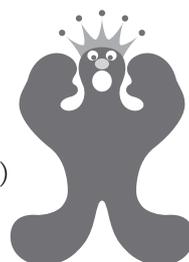
◇お問い合わせ

・射水市役所 財務管理部課税課 資産税係（2 階）

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

○開庁時間 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始は除く）

○電話番号（0766）51-6619



射水市 HP <令和 7 年度償却資産（固定資産税）の申告について>

「申告書」及び「種類別明細書」は射水市ホームページからダウンロードすることができます。

・射水市ホームページ <http://www.city.imizu.toyama.jp> > 住まい・暮らし > 税金 >

固定資産税 <http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=402>

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和6年中に増加した資産を記入してください。

※新規申告の方は全資産を記入してください。

令和7年度 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち 1枚目	
記入不要		①										射水太郎			
行 番 号	資産の 種類	資産コード	資産の名称等 (漢字で記入してください)	数 量	取得年月			取得価額	耐用 年数	減 価 残 存 率	価 額	課税標準 の特例 率 コード	課税標準額	増加 事 由	摘 要
					年	月	日								
01	1	記	広告用構築物	1	5	2	1	5,000,000	20	0.				1・2 3・4	申告 漏れ分
02	2		ボイラー設備	1	5	6	4	3,000,000	10	0.				1・2 3・4	
03	6	入	応接セット	1	3	63	3	1,500,000	8	0.				1・2 3・4	○市から
04	6	不	ルームクーラー	2	5	6	3	1,000,000	6	0.				1・2 3・4	
05	6		机	20	5	6	3	2,000,000	15	0.				1・2 3・4	
06	6	要	ファクシミリ	1	4	30	9	1,000,000	2	0.				1・2 3・4	中古
07															
20										0.					
小計								13,500,000							

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印を付けてください。

- ① 該当するものを○で囲んでください。※新規申告の方は全資産を申告してください。
- ② 資産の種類を番号で記入してください。
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品
- ③ 資産を実際に取得した年月を数字で記入してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。
年号は、「昭和」に取得したものは「3」、「平成」は「4」、「令和」は「5」です。
- ④ 取得価額を記入してください。
 - ・消費税については、税務処理上採用している経理方式に基づいて申告してください。
 - ・圧縮記帳は認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
(P2<国税の取扱いとの主な違い>をご参照ください。)
 - ・事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額の全額を記入してください
(事業用専用割合による取得価額のおん分は認められていません。)
- ⑤ 耐用年数を記入してください。(P7<主な耐用年数表>をご参照ください。)
- ⑥ 該当するものを○で囲んでください。
 1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ
 4. その他
- ⑦ 「申告もれ」や「特例の適用がある資産」、「増加償却を行っている資産」などの特記事項がある場合はその旨を記入してください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和7年度 所有者コード		種類別明細書(減少資産用)										所有者名	
行 番 号	① 資産の 種類	② 抹消コード	③ 資 産 の 名 称 等	④ 数 量	④ 取得年月			⑤ 取 得 価 額	耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分 ⑥ 1売却 2減失 3移動 4その他	⑦ 1全部 2一部	⑧ 摘 要
					年号	年	月						
01	5	1	パワーショベル	1	3	5	4	5,000,000	5	記 入 不 要	1・②・3・4	①・2	故障のため減失
02	5	5	複写機	1	4	3	4	250,000	5	記 入 不 要	①・2・3・4	①・2	△△商事(株)へ売却
03	6	6	キャビネット	3	4	4	4	30,000	5	記 入 不 要	1・2・3・④	1・②	取得価格80,000(数量3) のうち30,000(数量3)を減失
20											1・2・3・4	1・2	
			小 計					5,280,000					

第二十六号様式別表二(提出用)

- ① 資産の種類を番号で記入してください。
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品
- ② 一般申告の方は、同封の償却資産種類別明細書（資料用）に記載された該当資産の資産コードを記入してください。
- ③ 減少した資産の数量を記入してください。
- ④ 資産を実際に取得した年月を数字で記入してください。
年号は、「昭和」に取得したものは「3」、「平成」は「4」、「令和」は「5」です。
- ⑤ 減少した資産の取得価額を記入してください。
資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
- ⑥ 該当するものに○をつけてください。
- ⑦ 該当するものに○をつけてください。
- ⑧ 減少事由の補足など、必要に応じて記入してください。

申告書のご提出の前に

※チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか
- 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- 控えの返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）の「資産の種類」「耐用年数」「増加事由」の記入はされていますか？
- 種類別明細書（減少資産用）の「資産の種類」「減少の事由及び区分」の記入はされていますか？